主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人川添清吉の上告趣意は、判示醪の密造事実は虚無の証拠によつて認定されたものだと主張する。しかし、原審公判廷において被告人は所論のようにその密造を否認したと思われる部分もあるが(記録七二丁以下)、その後においては明白に自白しているのである(同七四丁以下)。論旨は理由がない。

よつて旧刑訴四四六条に従い、裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。

検察官 熊沢孝平関与

昭和二六年一一月二九日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官